

弊社はいわゆる登録型の人材派遣会社とは異なり、労働者派遣事業を主とする企業ではありませんが情報システムの開発や運用管理を行う際、お客様先に常駐（客先常駐）にて業務を行うことがありその際に案件の性質・状況に応じて、労働者派遣契約を締結する場合があります。

労働者派遣事業のマージン率などの情報について

労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。（令和7年6月派遣事業報告）

1. 労働者派遣実績およびマージン率等 （令和6年9月30日現在）

派遣労働者数	派遣先事業所数	派遣料金の平均 (①) ※8時間あたり	賃金の平均 (②) ※8時間あたり	マージン率 ((①-②)÷①)
12	5	26,818	14,932	44.3%

* マージンの内訳

1. 社会保険料	派遣労働者の健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料、雇用保険料・労災保険料などの事業主負担分	
2. 有給休暇費用	派遣労働者が年次有給休暇を取得した際に支払う賃金（有給休暇の費用は派遣先に請求できません）	
3. 残業補填料	平均20時間～30時間分の賃金および割増賃金（契約条件により派遣先に請求できない場合）	
4. 運営経費	健康診断料	派遣労働者の定期健康診断にかかる費用
	就業管理費	派遣労働者の就業管理に関する事務経費
	教育費	派遣労働者の教育訓練、キャリア形成支援にかかる費用
	営業費	派遣先との商談・営業活動、契約締結事務に関する人件費、事務所費、法定手続費用
募集費	従業員の募集にかかる広告媒体費用などの経費	
5. 営業利益	マージンから上記1～4を差し引いた残り	

2. キャリア支援制度（教育訓練）に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー・コンプライアンス教育
- ・労働者派遣の基礎知識
- ・各種コンピュータ技術に関する教育

キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先

派遣元責任者 吉村 幸治 (tel: 052-684-5861)

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

締結している 締結していない

対象範囲（派遣先でソフトウェア業務に従事する従業員）

協定書の有効期間終期 令和8年3月31日